

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

1

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育(たんぽぽ保育園)、
企業主導型保育(さくらんぼ保育園)を利用される方

【対象者・利用料】

- 3歳になって初めての4月から小学校入学までの間(3歳児クラスから5歳児クラスまで)のすべての子どもの保育料が無償化されます。
- 0歳から3歳になってから最初の3月31日までの間(0歳児クラスから2歳児クラスまで)の子どもについては**市民税非課税世帯のみ**、保育料が無償化されます。
- ただし、実費として徴収される費用(行事費等)は、これまでどおり保護者の負担となります。

【対象となる施設・事業】

○幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業、企業主導型保育事業

※既に入園し、利用されている方は、**手続きは不要です。**

2

幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用される方

【対象者・利用料】

- 預かり保育の利用料が無償化の対象となるためには、新見市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
(注)「保育の必要性の認定」については、保護者の就労等の要件があります。
- 利用日数に応じて、**月額上限11,300円**までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

○新見市立本郷幼稚園、各認定こども園の預かり保育事業

※無償化の対象となるためには、**事前の手続きが必要です。**

⇒詳しくは、こども課にお問い合わせください。

【対象者・利用料】

- 3歳になって初めての4月から小学校入学までの間の子どもは月額上限37,000円まで、0歳から3歳になってから最初の3月31日までの間の市民税非課税世帯の子どもは、月額上限42,000円までの利用料が無償化されます。
- 無償化の対象となるためには、新見市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
 (注1) 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用していない方が対象となります。
 (注2) 「保育の必要性の認定」については、保護者の就労等の要件があります。
- ただし、実費として徴収される費用(行事費等)は、これまでどおり保護者の負担となります。

【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

(注) 無償化の対象となる認可外保育施設等は、市町村の確認を受けている施設のみとなります。

※無償化の対象となるためには、**事前の手続きが必要です。**

⇒詳しくは、こども課にお問い合わせください。

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

⇒ご利用の障害児サービス事業所に事前にご確認ください。

- 幼児教育・保育の無償化の対象とならない子どもたちには、これまでどおり新見市独自の保育料の減免措置（第2子保育料半額免除・第3子以降保育料全額免除）を継続して行います。



問い合わせ先：新見市福祉部こども課
電話（0867）72-6115

